

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.100

記念号

No.100 2017.10.18

闘争本部ニュース1号の発行から3年、ついに100号となりました！記念号として、高木太郎闘争本部長・前幹事長より、これまでの闘いを振り返りつつ、今週末に迫った選挙に向けてのメッセージを寄稿頂きました！

～選挙でつぶそう！安倍雇用破壊～

弁護士 高木 太郎

安倍首相は、究極の自己都合解散を強行した。

森友・加計問題での迫及を免れるため、また、民進党や小池新党の準備が整わないうちに選挙をしかければ、選挙で一定の議席を確保することができ、選挙で多数を確保すれば、世論が一気に変わる（森友加計疑惑など忘れられる）と踏んだのであろう。しかし、世論はこの暴挙にさらに怒り、安倍首相の支持率は低下の一途をたどった。他方、小池新党への合流という奇策に走った民進党も、自分の都合を優先して排除の論理を取った小池新党も、国民の支持を得られず、選挙の争点を見えにくくする役割しか果たしていない。

しかし、争点は明確である。

安倍首相は、2013年1月、最初の所信表明で「世界で一番企業が活動しやすい国を目指す」と述べた。そして、その後、労働法の破壊とも言うべき、労働法制のあらゆる分野に及ぶ全面改悪の法案を立て続けに提出してきた。

日本労働弁護団の闘争本部は、安倍雇用破壊に抗するために立ち上げた組織である。

派遣法改悪に対しては、広範な派遣労働者の声を集め、その実態を広く告発し、その成立を相当程度遅らせた。2015年4月に国会に上程された

残業代0制度、裁量労働制の拡大に対しては、生活時間の観点から広範な団体個人と協同して、その成立を阻止してきた。

安倍政権は、巧妙な宣伝戦略、キャッチフレーズで、国民を欺き、支持をつなぎ留め、小選挙区の魔術により多数議席を確保してきた。安倍政権の「働き方改革」も、耳触りのいい言葉を並べるが、その内実は、2015年労基法改悪法案により企業が必用とする範囲の長時間労働を可能にし、正規・非正規の格差を迅速に解消することのできる内容ではない。

秘密保護法、安保法制、共謀罪の強硬も、森友・加計学園疑惑につながる「お友達」構造も共通している。安倍首相を筆頭とする世襲議員達は、支配層である大企業や使用者側の利益を優先する。安倍首相やその周辺の人には、その他の圧倒的多数の国民の実態は見えていないか、支配の客体としてどうでもよいものなのである。

私たちは、労働者の当たり前の権利を守り、すべての国民の権利を平等に大切にする真つ当な民主政治を取り戻すために、その第一歩として、この選挙で安倍政権を退陣においこまなければならない。

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

Labour Lawyers Association of Japan

[news□100\(PDF\)](#)

1. 本會為辦理各項業務，特設本會，其組織及職掌如下：
 2. 本會設會長一人，由會員大會選舉之。
 3. 本會設副會長一人，由會員大會選舉之。

4. 本會設秘書一人，由會長聘任之。
 5. 本會設會計一人，由會長聘任之。
 6. 本會設文書一人，由會長聘任之。

7. 本會設各組組長一人，由會長聘任之。
 8. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。

9. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。
 10. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。
 11. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。
 12. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。
 13. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。
 14. 本會設各組組員若干人，由會長聘任之。

<p>第一組</p>	<p>第一組組長 第一組組員</p>
<p>第二組</p>	<p>第二組組長 第二組組員 第二組組員 第二組組員</p>
<p>第三組</p>	<p>第三組組長</p>
<p>第四組</p>	<p>第四組組長 第四組組員</p>
<p>第五組</p>	<p>第五組組長 第五組組員 第五組組員 第五組組員 第五組組員</p>
<p>第六組</p>	<p>第六組組長</p>

埼玉会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

日時

平成29年11月16日(木)
14:00~17:00 (受付13:30~)

会場

埼玉会館 小ホール
(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4)

参加
無料

[定員] 500名



主催：厚生労働省 後援：埼玉県、埼玉弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、
埼玉産業保健総合支援センター



誰もがチャンスを掴める社会へ

—司法修習生の給費制実現を果たした運動から学ぶ

講師：高田一宏さん（弁護士）

日本で弁護士になるためには、司法試験に合格した後1年間、「**司法修習生**」の期間を避けて通れません。

しかし、その期間の生活のために設けられていた**給費制度**が、6年前に廃止されました。代わりに設けられたのが、国家が司法修習生に対して金を貸すという「**貸与制度**」でした。

「弁護士がキャリアスタートの時点で多額の借金を背負わされるのはおかしい」

「お金に余裕のある人しか弁護士になれないのはおかしい」

そんな重いから、2011年に司法修習生の給費制度が廃止されて以降、若手弁護士を中心として制度の復活を求める運動が繰り広げられましたが、その結果、**今年無事給費制度が復活しました。**

教育費の高騰、奨学金制度の不十分さが叫ばれ、普遍的な福祉を求める声が上がりつつある昨今、弁護士でない人にとっても、司法修習費用の給費制を実現した運動から学ぶことは多いはずです。

8月の講演では、この問題に精力的に取り組み、運動を引っ張った高田一宏弁護士をお呼びし、給費制復活に至った経緯や、弁護士としてこうした運動をする意義などについてお話いただきます。

日時：**8/30(水)**

場所：埼玉総合法律事務所 3階大会議室
(JR浦和駅西口から徒歩10分)

予約不要・参加無料

【主催】反貧困ネットワーク埼玉

問い合わせ：antipovertynet.saitama@gmail.com



【講師プロフィール】

高田 一宏 (たかだ かずひろ)

1986年生まれ。2014年に弁護士登録後、池袋市民法律事務所入所。

学生や若手法律家のネットワーク

「ビギナーズ・ネット」の中心メンバーとして、

給費生廃止問題の普及・給費生復活を

求めて精力的に活動。

東海生活保護利用支援ネットワーク研修会

貧困ビジネスを正す！ —無料低額宿泊所ユニティー事件判決報告—

【講師】猪股 正 氏（弁護士、埼玉弁護士会）

小林哲彦 氏（弁護士、埼玉弁護士会）

ユニティー事件原告

2011年5月30日に提訴した無料低額宿泊所ユニティーに対する訴訟について、2017年3月1日にさいたま地裁で判決の言い渡しがあり、原告である施設の元入所者の請求が認容されました。

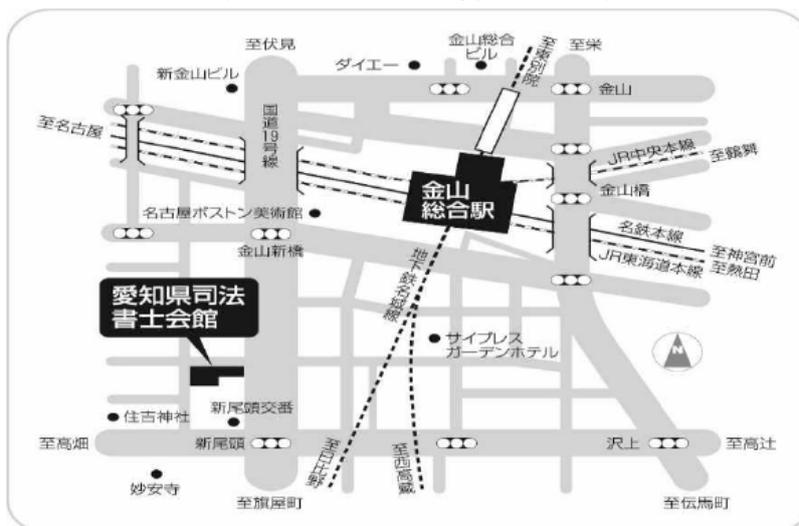
判決は「生活保護法の趣旨に反し、その違法性は高い」「最低限度の生活を営む利益を侵害したものとして不法行為が成立する」として、損害賠償や支払った利用料の総額約1580万円の返還を命じる内容でした。貧困ビジネスについて、生活保護法や社会福祉法の趣旨に反することを正面から認め、貧困ビジネスの蔓延に歯止めをかける画期的判決です。

この訴訟の代理人と当事者ご本人による研修です。貴重な機会ですので、ふるってご参加ください。

日時 2017年8月19日（土） 午後5時30分～

場所 愛知県司法書士会館 2階ホール

名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号



【主催】 東海生活保護利用支援ネットワーク 【共催】 居住福祉ネットワーク東海

お問い合わせ 052-916-5080 水谷司法書士事務所

この事業はあいちモリコロ基金の助成金を受けています。

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

10周年記念集会

当ネットワークの活動は、今年で満10年を迎えました。この10年で、生活保護支援の輪は全国的にめざましく広がりましたが、生活保護を利用することへの理不尽な圧力は増しているように見えます。これまでの歩みを振り返るとともに、生活保護制度運用の現状と支援ネットワークのこれからの取組について、みんなで考える日にしたいと思います。

- ・ 当事者の声
- ・ 各地の支援ネットからの報告
- ・ パネルディスカッション

利根川心中・立川自殺・小田原ジャンパー事件
～3つの事件から見える生活保護の現状と
生活保護支援ネットワークの今後の取組～

寺久保光良さん（ジャーナリスト、利根川心中事件調査団）

宇都宮健児さん（弁護士、立川市生活保護廃止自殺事件調査団共同代表）

和久井みちるさん（元生活保護利用者、小田原市生活保護のあり方検討会委員）

太田伸二さん（弁護士、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長）

コーディネーター：森川清（弁護士、当ネットワーク事務局長）

2017年9月3日（日）

13:30～16:30

ハロー会議室東京駅前ビル9階

東京都中央区八重洲2-1-5

（JR東京駅徒歩1分、八重洲地下街26番出口直結）

参加費：1,000円（経済的に困難な方は無料）



主催：首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

問合せ：森川清法律事務所 電話 03-6913-4650

共謀罪にレッドカード

in 熊谷!!

共謀罪に反対する市民集会

6月27日（火）熊谷市立文化センター文化会館にて

18:00開場（18:15開会）

入場無料 事前申込み不要 **映画も無料！！**

【インタビュー講演】

私は逮捕なんてされなと思っているアナタへ！

<作家> 雨宮 処凛氏

<インタビュアー> 弁護士 吉廣 慶子

【映画上映】

「シチズンフォー スノーデンの暴露」

第87回アカデミー賞

長編ドキュメンタリー映画賞受賞作品



主催 埼玉弁護士会

お問い合わせ

:048-863-5255

詳しくはこちら

→



講師及び上映映画のご紹介

【雨宮 処凜さん】

1975年、北海道生まれ。作家・活動家。2000年、自伝的エッセイ『生き地獄天国』（太田出版/ちくま文庫）でデビュー。以来、「生きづらさ」についての著作を発表する一方、イラクや北朝鮮への渡航を重ねる。2006年からは新自由主義のもと、不安定さを強いられる人々「プレカリアート」問題に取り組み、取材、執筆、運動中。メディアなどでも積極的に発言。311以降は脱原発運動にも取り組む。07年に出版した『生きさせろ！ 難民化する若者たち』（太田出版/ちくま文庫）はJCJ賞（日本ジャーナリスト会議賞）を受賞。

著書に『プレカリアートの憂鬱』（講談社）、『雨宮処凜の闘争ダイアリー』（集英社）、『14歳からの原発問題』『14歳からわかる生活保護』『14歳からわかる生命倫理』『14歳からの戦争のリアル』（河出書房新社）、『小心者の幸福論』（ポプラ社）、『何もない旅 何もしない旅』（光文社文庫）、『排除の空気に唾を吐け』（講談社新書）、小説『パンギェルア ゴーゴー』（講談社文庫）、『バカだけど社会のことを考えてみた』（青土社）、『命が踏みにじられる国で、声を上げ続けるということ』（創出版）、『仔猫の肉球』（小学館）、『生きづらい世を生き抜く作法』（あけび書房）、『一億総貧困時代』（集英社インターナショナル）、『自己責任社会の歩き方 生きるに値する世界のために』（七つ森書館）など多数。

「反貧困ネットワーク」世話人、「週刊金曜日」編集委員、フリーター全般労働組合組合員、「こわれ者の祭典」名誉会長、「公正な税制を求める市民連絡会」共同代表。 オフィシャルブログ <https://ameblo.jp/amamiyakarin/> 公式サイト <http://amamiyakarin.com/>

【シチズンフォー スノーデンの暴露】

2014年、アメリカ・ドイツ合作。原題「Citizenfour」。監督：ローラ・ポイトラス、キャスト：エドワード・スノーデンほか。上映時間114分。第87回アカデミー賞長編ドキュメンタリー映画賞受賞作品。

アメリカ政府のスパイ行為を告発した元CIA職員エドワード・スノーデンによる内部告発事件の真相に迫ったドキュメンタリー。2013年、ドキュメンタリー映画作家であるローラ・ポイトラスに接触してきた者がいた。重大な機密情報を持っていると、香港でのインタビューの現場に現れたのがエドワード・スノーデンだった。彼の口から語られたのはアメリカ政府によるスパイ行為の数々。世界各国の要人、さらに一般国民の電話やインターネット等をも傍受しているという驚くべき真実だった。

